

## 両立支援等助成金申請にあたっての注意事項

令和3年度の両立支援等助成金の申請においては、以下の通り取扱います。

これまでの取扱いを変更するものもありますので、必ず内容をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

要注意！

### 1. 控えの返却・返送について

これまで一部の助成金につきましては、申請書等の控えを返却・返送させていただいたところですが、審査業務を迅速に行うため、**申請書等の控えの返送はご遠慮いただきません。**直接窓口にご持参のうえで申請された場合を除き、受理印を押した申請書の控えの返送に応じることはできませんので、ご理解の程よろしくをお願いいたします（返信用封筒を同封いただいたとしても対応できません）。

郵送の際は郵便事故の防止のため、**必ず簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送し、配達状況については配送業者に直接ご確認ください。**配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。

### 2. 無資格者の第三者が関与する申請について

本助成金の提出代行・事務代理ができるのは、社会保険労務士として登録を受け、申請書に記名したものに限られます。無資格者が不正に関与している事実（例えば当局に秘密で報酬等のやり取りをした上、申請書の記載や提出等を第三者に委託した、または第三者が申請事業場の事業主や労働者等の関係を装って当局に連絡した等のこと）が発覚した場合には、不当に本助成金を得、もしくは得ようとしたものとして、不交付・不支給決定とし、助成金の返還や加算金の支払い、企業名公表等の対象となることがあります。

また、情報漏えい防止の観点から、申請事業場の事業主及び担当労働者または申請代理人・提出代行者・事務代理者以外の方からの具体的な申請内容等についてのお問い合わせには一切応じることができませんのでご注意ください。

#### <参考>社会保険労務士法第27条

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行ってはならない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令に付随して行う場合は、この限りではない。

### 3. 審査について

原則として、提出された書類により審査を行いますので、当局から支給要件を満たさないことを告げられた際に「その書類は作成間違いです」等の主張をされても、事業主都合による書類の差し替えや訂正は認められず、客観的な資料に基づき、少なくとも①報告内容が誤りであったこと、②真実の状況が支給要件を満たしていること、を大阪労働局長が確認できない限り、不支給決定となります。